

令和8年度むつ市地域スポーツクラブ補助金交付要綱

令和 8年 4月 1日
むつ市告示第134号

(趣旨)

第1条 市は、中学生を対象とするスポーツ団体（以下「地域スポーツクラブ」という。）が行う学校部活動の教育的意義を継承しつつ、スポーツ振興の充実に寄与する活動を支援するため、地域スポーツクラブに対し、むつ市地域スポーツクラブ補助金を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、むつ市補助金等に関する規則（昭和61年むつ市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる地域スポーツクラブ（以下「補助対象者」という。）は、地域住民が主体となり活動を行う団体で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 地域スポーツクラブの登録住所及び活動拠点が原則として市内であること。
- (2) 規約、会則等が定められており、地域スポーツクラブとして適切な組織的運営体制が確保されていること。
- (3) 市内に在住し、又は市内の中学校に在籍する生徒（以下「市内生徒」という。）が希望する活動に主体的に参加できる体制が確保されていること。
- (4) 入会している生徒が、むつ市地域文化・スポーツクラブ又は当該補助金が交付される他の地域スポーツクラブに重複加入していないこと。
- (5) 営利を目的とした運営でないこと。
- (6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (7) 暴力団（暴力団、暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものの統制下にある団体を含む。）でないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 「学校部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月文部科学省発出）及び「学校部活動及び新たな地域クラ

「活動の指針」（令和6年3月青森県教育委員会発出）を遵守した活動であること。

- (2) 中学校部活動が担ってきた教育的意義を継承及び発展させる活動であること。
- (3) 当該年度において8か月以上の日常的に継続した活動が見込めること。

（補助対象期間）

第4条 補助金の交付対象となる事業の期間（以下「補助対象期間」という。）は、補助金の交付決定をした日から令和9年2月28日までとする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費の全額とし、50万円を上限とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、補助対象者が男女両方のチームを登録し、バスケットボール又はバレーボールの活動を行うものである場合は、補助金の額は60万円を上限とする。

（申請書等）

第6条 補助金の申請は、むつ市地域スポーツクラブ補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 会員名簿（様式第3号）
- (3) 事業計画書（様式第4号）
- (4) 収支予算書（様式第5号）
- (5) 見積書の写し等の支出金額の根拠となる資料
- (6) 補助対象者の規約、会則等のほか、当該団体の活動の概要がわかる資料
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び通知）

第7条 規則第6条の規定による決定の通知は、むつ市地域スポーツクラブ補助金交付決定通知書（様式第6号）により行うものとし、補助金を交付しないことに決定した場合には、むつ市地域スポーツクラブ補助金不交付決定通知書（様式第7号）により、補助金の交付の申請をした者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第8条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 第4条に規定する申請の内容を変更し、補助金額が交付決定額を超える場合、又は廃止する場合には、むつ市地域スポーツクラブ補助金変更（中止、廃止）承認申請書（様式第8号）を市長に提出し、その承認を受けること。
- (2) 申請者において地域スポーツクラブの運営が困難となった場合には、速やかにその理由及び事業遂行状況を記載した書類を市長に提出し、その指示を受けること。
- (3) 代表者の変更、規約の変更等団体の運営に影響を及ぼす変更があった場合は、速やかに市長に届け出ること。
- (4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助金の交付に係る年度の翌年度から5年間保管しておくこと。
- (5) 規則及びこの要綱の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく市長の命令を遵守すること。

（計画の変更）

第9条 市長は、前条第1号の申請があったときは、その内容を審査し、変更を承認する場合はむつ市地域スポーツクラブ補助金変更交付決定通知書（様式第9号）により、変更を承認しない場合はむつ市地域スポーツクラブ補助金変更不承認決定通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（申請の取下げ期日）

第10条 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

（実績報告）

第11条 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合には、その日）から起算して30日を経過した日又は令和8年2月末日のいずれか早い期日までに、むつ市地域スポーツクラブ補助金事業完了（廃止）報告書（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 会員名簿（様式第3号）
- (2) 事業実績書（様式第4号）
- (3) 収支精算書（様式第5号）
- (4) 補助事業に要した経費のうち、補助対象経費の内容を明らかにした領収書等

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
(補助金の額の確定通知)

第12条 規則第13条の規定による確定通知は、むつ市地域スポーツクラブ補助金交付額確定通知書(様式第12号)により行うものとする。

(補助金の交付の方法)

第13条 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、市長が必要があると認めるときは、概算払により交付することができる。

(補助金の請求)

第14条 補助金の請求は、むつ市地域スポーツクラブ補助金(概算払)請求書(様式第13号)を、市長に提出して行うものとする。

(補助金の取消し及び返還)

第15条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき、当該決定を取り消すものとし、既に交付した補助金の一部又は全部の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	備考
指導者謝礼	1時間当たり1,600円を上限とする。
旅費及び費用弁償	宿泊費は、大会等の開催日数に1日を加えた日数に係る費用を上限とする。
需用費（食糧費を除く。）	1万円未満で使用期間が概ね1年未満の消耗品費及び地域スポーツクラブで使用する備品の修繕料等
使用料及び手数料	会場使用料、物品レンタル料、振込手数料、各競技協会又は連盟への登録料等地域スポーツクラブを運営するに当たり必要な使用料及び手数料
保険料	スポーツ保険加入料等地域スポーツクラブを運営するにあたり必要な保険料
備品購入費	1万円以上で1年以上使用できるもので、競技で直接使用する物品
大会参加費	大会の参加料

（注）

1. 補助対象者が当該補助金以外の収入がある場合、別表に掲げる経費からその額を差し引いた額を補助対象経費とする。
2. 旅費及び費用弁償、保険料、大会参加費については、市内生徒を補助対象とする。
3. 補助対象期間の間、当該地域スポーツクラブの市内生徒の在籍者数が6人

未満である月がある場合、その月の経費は補助対象経費から除くものとする。